

平川市地域防災計画の修正要旨

1. 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第42条)

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第16条)

2. 修正事項について

(1) 青森県地域防災計画修正(令和2年6月)を踏まえた修正 (本編)

標記の計画について、県の防災対策の見直しや国の防災基本計画の修正等により青森県地域防災計画が修正されたことを踏まえ、上位計画との整合を図るため所要の修正を行う。

(2) 本市防災対策の現状を踏まえた修正

① 災害協定の追加 (資料編)

・災害時における飲料の確保に関する協定

(協定先：みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 R2.3.30 締結)

災害時における飲料の供給体制の充実を図るため、緊急に飲料が必要となった際の支援協力体制について協定を締結

・大規模災害時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書

(協定先：青森県 R2.8.17 締結)

大規模かつ広域的な災害が発生した場合において、支援活動に従事する各関係機関の活動拠点等となる施設を広域防災拠点と位置づけし、その使用等に関して協定を締結

■平川市内の広域防災拠点(4施設)

ひらかわドリームアリーナ、平川市陸上競技場

平賀多目的広場、ひらかドーム

・災害時等における無人航空機の運用に関する協定

(協定先：株式会社FCコネクト R2.10.28 締結)

発災時における被害状況の早期把握及び被害の拡大防止のため、無人航空機を用いた情報収集業務等の要請について市内業者と協定を締結

・災害時の協定に関する協定

(協定先：東北電力ネットワーク株式会社弘前電力センター R2. 11. 20 締結)
平成 23 年 11 月 15 日締結「災害時における復旧活動に関する協定書」をより実効性のある協定とするため、災害時における大規模な停電が発生した場合の復旧に係わる連携等について、リエゾン派遣等の具体的な内容を定めた協定に更新

②岩木川水系平川の浸水想定区域が最大想定規模(確率評価で千年に1度)に拡充したことに伴い、新たに浸水想定区域内となった要配慮者利用施設の追加(資料編)

■新たに浸水想定区域内となった要配慮者利用施設(8施設)

- ・デイサービス笑がお
- ・カリフラワー
- ・おらんど
- ・指定障害福祉サービス事業所ココア
- ・西十和田プリンスコート
- ・大坊こども園
- ・松崎小学校
- ・大坊小学校

③新たな避難所の追加及び名称変更等による避難所情報の修正(資料編)

- ・地域防災拠点として避難所機能や消防団活動拠点を併せもつ、「ひらかわドリームアリーナ」を指定避難所兼指定緊急避難場所に位置づけ
【避難者収容面積】1階メインアリーナ 1512 m²
【対応する災害種別】地震、水害、火山
- ・集会施設の改築・新築に伴う名称変更及び災害種別の修正及び追加

④避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討について追加(本編)

⑤十和田火山防災協議会規約の追加

活動火山対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく火山災害警戒地域に指定されたことにより、令和2年3月に当協議会の構成委員に追加

⑥現行の防災対策や業務体制等と整合を図るため、語句・表現の記述内容について時点修正(本編及び資料編)